郡山市交通教育専門員委嘱候補者公募要領

１　業務概要

(1) 設置目的

市における交通の安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図るため、交通教育専門員を置く。

(2) 身分

非常勤特別職

(3) 任期

３年間（2030（令和 12）年３月 31 日まで）※再任を妨げない。

(4) 報酬等

月額２５，０００円（※源泉徴収前）及び勤務地までの旅費

(5) 業務内容

子どもや高齢者などを対象（交通安全教室）に、交通ルールや交通マナーについて指導する。また、研修活動や交通安全活動を行う。

２　応募資格

(1) 郡山市交通教育専門員運用要綱第２条の基準による。

ア　市内に居住する 18 歳以上 70 歳未満の方。ただし、再任の場合は、おおむね 78 歳までの方。

イ　道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号、以下「法」という。）第 84 条第３項による普通自動車免許を有している方。

ウ　過去３年間、法第 64 条及び第 65 条の違反をしていない方。

※第 64 条　無免許運転の禁止、第 65 条　酒気帯び運転等の禁止

エ　市税等を滞納していない方。

(2) 月 20 時間程度、子どもや高齢者などを対象に、交通ルールやマナーについて指導や交通啓発活動ができる方。

３　必要書類

(1) 履歴書（写真添付）

(2) 運転記録証明書（３年間）

(3) 作文（志望動機及び交通安全に対する考え方について 400 字程度）

４　申込方法

必要書類を準備し、申し込み期間内に郡山市市民部セーフコミュニティ課（〒963-8601　郡山市朝日一丁目 23 番７号）へ送付または持参する。なお、提出された必要書類は返却しない。

５　申込期間

2026（令和８）年 11 月 2 日（月）から 2026（令和８）年 12 月 28 日（月）まで

６　委嘱予定者数

２０人程度

７　委嘱期間

2027（令和９）年４月１日から 2030（令和 12）年３月 31 日までの３年間

８　選考方法

作文（志望動機及び交通安全に対する考え方、４００字程度）、運転記録証明書（過去３年間）による書類選考及び面接による。

ただし、現に交通教育専門員である場合は、作文、面接に代えて活動状況を確認するものとする。

９　選考基準

(1) 郡山市交通教育専門員運用要綱第２条に抵触していないかの確認
(2) 交通安全教育に対する重要性を理解しているかの確認
(3) 不定期な勤務従事が可能か意志の確認
(4) 話し方や態度など、交通教育専門員としての適正があるかどうかの判断
(5) 過去の交通事故等に由来するトラブルの有無の確認
(6) 現に交通教育専門員である場合は、その活動状況の良否

10　評定者

市民部長、市民部次長（セーフコミュニティ課担当次長）、セーフコミュニティ課長、課長補佐

11　面接（予定）

2027（令和９）年２月

12　委嘱候補者の決定

　別紙交通教育専門員評定票により採点（50 点満点）し、評定者４名の合計得点が 140 点以上の者を委嘱候補者として決定する。

13　選考結果通知方法

　申込者に対し、選考結果を郵送により通知する。

14　辞令交付式（予定）

　2027（令和９）年４月